

## 類型7-3) スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合

### ～ヘイトスピーチ・侮辱等

#### <事例>

ある国際大会において、日本の選手を応援する観客が、旭日旗を振って応援し、相手国の関係者からクレームを受けていることが判明しました。

また、ある国内大会において、一方のチームを応援する観客が、相手チームに所属する外国人選手に対し、「〇〇人は祖国へ帰れ！」といった暴言を浴びせていたことが判明しました。

スポーツ団体として、それぞれどのように対応すべきでしょうか。また、再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

#### ◆ 対応のポイント

観客が政治的表現や差別的表現を行ったことによって問題が生じた場合、スポーツ団体としては、事実関係を調査した上で、観客に対する注意等の適切な対応を採る必要があるでしょう。

国際大会においては、政治的表現あるいは政治的表現と受け取られる表現によって、相手国の関係者を侮辱、差別したなどとして、国際競技団体や国際大会の主催者からスポーツ団体自体が制裁を受ける可能性があります。また、特定の国の出身者や人種を差別する言動についても、同様の制裁を受ける可能性があるため、注意が必要です。

他方、国内大会の主催者としては、快適な競技環境を確保する観点から、試合中の観客による政治的表現や差別的表現は禁止されることを明らかにし、当該禁止事項に違反した観客を処分することができる旨を定める関連規程を策定することをまずは検討すべきでしょう。

## ◆ コンプライアンス強化のための実践案

### (1) 事実関係の調査及び処分に関する対応

国際競技団体や国際大会の主催者は、その倫理規程や大会参加規約において、人種、国籍、性別、宗教、政治的意見、性的嗜好等に関して、他人を侮辱、差別、誹謗中傷する等の観客の行為について、当該観客がサポートするチームや当該チームが所属するスポーツ団体に対して制裁を科することができる旨を規定していることがあります<sup>142</sup>。そのような規定を根拠として、スポーツ団体が制裁処分を科された場合、まずは迅速に事実関係を把握するため、当該観客を含む関係者から事情聴取を行う必要があるでしょう。その結果、制裁の対象となった事実関係に誤りがある場合等には、関連するルールに従い、当該制裁処分を争うことも検討することになります。

他方、国内大会を主催する立場として、選手を不当な差別等から守るために、試合中の観客による政治的表現や差別的表現を禁止し、当該禁止事項に違反した観客を処分(退場命令や後に試合への入場拒否等の処分)することができる旨を定める関連規程を有するスポーツ団体があります<sup>143</sup>。そのような関連規程があり、観客による差別的表現がなされたという事案が発生した場合、当該スポーツ団体は、事実関係を適切に調査した上で、当該観客の処分を検討することになります。処分を行うに際し、処分対象者に対して弁明の機会を与えるべきであることは、選手に対する処分事例と同様です。なお、観客に対する処分を基礎付ける関連規程がない場合には、そもそもそのような処分を行うことができませんので、まずは関連規程の整備を行う必要があります(また、チケットを購入する際に、規約に同意させるなどして、観客が当該関連規程に服する旨を明らかにしておく必要があります。)

なお、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めていたことを受けて、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の促進に関する法律」が施行されています<sup>144</sup><sup>145</sup><sup>146</sup>。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国人の

<sup>142</sup> アジアサッカー連盟の Disciplinary and Ethics Code 58 条及び 65 条参照:

<http://res.cloudinary.com/deltatreafcpod/image/upload/ayornkwi7ta8dublkp2y.pdf>

<sup>143</sup> 日本サッカー協会の試合運営管理規程:<http://www.jfa.jp/documents/rules/>

<sup>144</sup> 法務省によると、ヘイトスピーチに明確な定義はないものの、例えば、特定の国の出身者について一律に「日本から叩き出せ」、「殺せ」「祖国へ帰れ」など言うことは、ヘイトスピーチに当たるとされています

([http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00108.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html))。

<sup>145</sup> 同法を受けて、地方公共団体においても、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例

(<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000339042.html>) や川崎市のヘイトスピーチ事前規制ガイドライン

(<http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000088441.html>) が制定されています。

<sup>146</sup> なお、人種や国籍で差別するヘイトスピーチについては、刑事において、侮辱罪や業務妨害罪に該当する場

方々と交流する機会は今後益々増加することが予想されるため、スポーツ団体としても、看過できない問題として、この問題に取り組む必要があるといえます。

## (2) 再発防止策の実施

事実関係の調査を踏まえて、当該事案が発生した原因の究明や、再発防止のための方法等を検討することが重要です。また、スポーツ団体において不祥事の発生を防ぐためには、次のような方策を講じることも大切です。

### ① 各スポーツ団体における関連規程の作成

関連規程がなければ、取り締まるべき観客の差別行為等があった場合に、スポーツ団体として適切な対応ができないということになってしまいます。そこで、上述のように、国内大会の主催者として、スポーツ団体は、快適な競技環境を確保する観点から、試合中の観客による政治的表現や差別的表現は禁止されることを明らかにし、当該禁止事項に違反した観客を処分することができる旨を定める関連規程を策定することが必要でしょう。この点において、日本サッカー協会や日本ラグビーフットボール協会の関連規程が参考になります<sup>147</sup>。

### ② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置

スポーツ団体の内部において、このような問題が発生しないよう、今後の取組みを推進するコンプライアンス委員会や倫理委員会の権限を明確にし、コンプライアンス担当理事を設置するなど、責任者や担当者を明確にすることが重要です。

なお、コンプライアンス委員や倫理委員には、法律の専門家等、スポーツ団体外の第三者に關与してもらうことも検討すべきでしょう。

### ③ 通報窓口の設置

観客席における不当な差別的表現等について、そのすべてをスポーツ団体の関係者が直

---

合があり、民事において、損害賠償や差止めが認められる場合があります。

<sup>147</sup> 日本サッカー協会の試合運営管理規程：<http://www.jfa.jp/documents/rules/>

日本ラグビーフットボール協会の観戦ガイド：<https://www.rugby-japan.jp/guide/manner/>

接取り締まることは難しいでしょう。そこで、不当な差別的表現等に関する通報窓口を設定することなども検討に値します。

#### ④ 関係者に対するコンプライアンス教育啓発活動

スポーツ団体の役職員、大会関係者を対象とした定期的な研修会等の実施や、パンフレット等の情報資料の配布等が考えられます。

また、処分事案が発生した場合、処分対象者のプライバシーに配慮する必要があるものの、その事実関係や処分内容をスポーツ団体の構成員と共有することも、不祥事案の発生を抑制することに寄与するものと考えられます。

なお、特に政治的表現については、憲法において表現の自由として保障されている人権でもありますので、その点にも配慮する必要があります。スポーツの試合において用いることが不適切な政治的表現であるか否かの判断が難しい場合には、当該政治的表現を一律に禁止するのではなく、その自粛を求めるという立場を採るに留めることが得策であることもあります。

### (3) 広報 ～社会からの信頼回復

スポーツ団体は、処分事案が公になった場合、社会からの信頼回復のため、対外的な広報を行う必要があります。処分内容、不祥事が起きた原因と、それを踏まえての再発防止策、スポーツ団体としての謝罪の表明等を広報することが考えられます。

事実関係を公表する場合には、処分対象者のプライバシーに十分に配慮する必要があります。また、不祥事発生後一定期間を経た後での、再発防止策の達成状況を検討し、対外的に情報公開を行うことも重要です。

## ◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- ・ 37 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (2) 法令遵守」<sup>148</sup>
- ・ 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」<sup>149</sup>
- ・ 45 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (1) コンプライアンス推進組織の設置」<sup>150</sup>
- ・ 63 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築」<sup>151</sup>
- ・ 121 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築」<sup>152</sup>
- ・ 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ団体役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施」<sup>153</sup>
- ・ 143 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施」<sup>154</sup>

## ◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・ 125 ページ 「5 NF の懲罰、紛争解決に関するフェアプレーガイドライン (1) 懲罰制度、紛争解決制度の構築」<sup>155</sup>

---

<sup>148</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_04.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf)

<sup>149</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_04.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf)

<sup>150</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_05.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf)

<sup>151</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_05.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf)

<sup>152</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_05.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf)

<sup>153</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_06.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf)

<sup>154</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_06.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf)

<sup>155</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\\_02\\_08.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_08.pdf)

- ・ 172 ページ 「7 NF のインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン (4) 暴力の根絶、セクハラ・パワハラ<sup>156</sup>の禁止」
- ・ 185 ページ 「8 NF の危機管理に関するフェアプレーガイドライン (2) 不祥事発生時の対応」<sup>157</sup>

---

<sup>156</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\\_02\\_10.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_10.pdf)

<sup>157</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\\_02\\_11.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_11.pdf)